

ものづくり企業の皆さま

人材確保 を支援します！

人材の確保に
お困りではありませんか！！

ものづくり企業

人材確保支援事業助成金



■助成対象事業

人材確保を目的として実施する、人材紹介会社を利用した
新規採用や中途採用など新たな採用活動

■助成対象者

区内に本社を有する中小製造事業者

詳しくは裏面をご覧ください

お問い合わせ：江戸川区産業経済部経営支援課

相談係（江戸川区役所 東棟1階）

電話 03-5662-0525 ファクシミリ 03-5662-0812

助成金

最大 **50万円**

助成対象経費の1/2以内



助成金の目的は？ 区内ものづくり企業の人手不足解消の支援

対象者は？ 区内に本社を有する中小製造事業者

【就業規則の提出が必要となります】

申請時に、就業規則の写しをご提出ください。

就業規則がない場合は、これとは別に「ワークライフバランス向上支援事業」がありますので、そちらの助成金を活用して就業規則の作成をご検討ください。

※ご申請にあたっての詳細は、区ホームページでご確認ください。

対象の経費は？ 人材確保を目的として実施する、人材紹介会社を利用した新規採用や中途採用など新たな採用活動に要する人材紹介手数料

【人材紹介手数料だと明確にわかる資料の提出が必要となります】

実績報告時に、請求書と領収書の写しをご提出いただきますが、人材紹介手数料と明確に判別できない場合は、本助成金の対象となりませんので、人材紹介会社(依頼先)に確認をお願いいたします。

※実績報告にあたっての詳細は、区ホームページでご確認ください。

助成金額は？ 最大50万円 対象経費の2分の1以内

申請方法は？ 区ホームページをご確認ください。

- ◆ 申請に必要な様式は区ホームページからダウンロードしてください。
- ◆ 申請方法の詳細、提出書類等、手続きの流れ、Q&Aについて、区ホームページで 必ず ご確認ください。

【1】 就業規則はありますか	申請時に就業規則の写しの提出が必要です。 ※就業規則が古い場合は、「ワークライフバランス向上支援事業」を活用して改正をご検討ください。
【2】 交付申請書を提出する	申請書その他、必要な提出書類を準備して提出してください。 新たな採用を行い人材紹介会社から請求が発生する前に、ご申請を行い助成金交付決定通知を <u>必ず</u> 受けてください。 交付申請の期限は、令和7年2月14日です。
【3】 事業を実施する	・人材紹介会社のサービスを利用し、人材紹介により新たな採用を行う。 <u>※必ず、交付決定通知を受けた後に、新たな採用を行い人材紹介会社からの請求を受けてください。</u>
【4】 実績報告書を提出する	新たな採用を行い、助成金の対象経費を全て支払い終わったら実績報告書を提出してください。実績報告書の提出期限は2月28日です。 区は実績報告書の審査を行った後、助成金額の確定額を通知します。 その後、申請事業者からの請求に基づき助成金をお支払いします。